

出展規約

1. 出展規約について

本規約は、上海環球展覽有限公司（以下、主催者といたします）の日本代表事務所である、テクニカルフロンティアインターナショナル株式会社（以下、日本代表事務所といたします）が申し込みを受け付ける「第17回中国国際キッチン&バス設備展示会」および、「第17回中国国際建築貿易博覧会」（以下、本展示会といたします）についての出展規約です。

2. 規約の遵守と出展資格

本展示会への出展希望者、またはその代理人は、所定の申込方法に従い本展示会の日本代表事務所へ出展申込書を提出することによって出展申込となります。出展申込書が日本代表事務所にて受理された時点で、申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。日本代表事務所は、申込者が出展予定している製品やサービスが本展示会にあっていないか否か等、主催者の基準によって決定し、結果を申込者へ通知します。ただし、その基準や審査内容等については公表しません。

なお、日本代表事務所が出展者として適当でないと判断した場合、出展申込受理通知後であっても、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更などを出展者に命じることができます。その際、判断根拠などは公表しません。

また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた損害も補償しません。

【出展で禁止される事項】

- 1) 開催国の法令に違反する事項
- 2) 主催者が認めた者以外の会場内での現金による販売行為
- 3) 出展規約に違反する行為
- 4) 第三者の権利を侵害している出展物や行為
- 5) 第三者の安全や健康を損なう行為や状態
- 6) 他の出展者の妨害や迷惑となる行為
- 7) 1小間内での共同出展
- 8) その他、主催者が禁止する必要があると認めた事項

3. 出展申し込みと出展料の支払い

本展示会は、「出展申込書」および「会社案内」「出展製品カタログ」を日本代表事務所が受領し出展申込受理通知を送付した時点をもって正式な出展申込受理とします。

出展決定の通知にあわせて出展料の請求書を発行いたします。

申込者またはその代理人は、請求書に記載された振り込み期限までに指定銀行口座へお振り込みください。支払期日までにお振り込みがない場合には、出展資格を喪失する場合があります。なお、振り込み手数料は出展者が負担するものとします。

また、出展申込書は原本をお送りください。なお、出展申込書および出展規約、その他すべての提出書類はコピーをとり、手元に保管してください。

4. 出展キャンセル

出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者が書面にて主催者に届け出た上、規定のキャンセル料を支払わなければなりません。

4-1. キャンセル料

- ・出展申込受理通知書発送日から出展募集締め切り日までの間にキャンセルした場合は、請求金額の50%
 - ・出展募集締め切り日以降、会期終了までの間にキャンセルした場合は、請求金額の100%
- また、キャンセル料以上の損害が主催者および日本代表事務所に発生している場合には、別途、損害賠償を請求することがあります。

5. 小間の位置の割り当て

主催者が定める小間の配置、形状に基づき決定し、一度決定した小間位置であっても変更することができます。

出展者は、その結果に従うものとし一切の異議や損害賠償を問うことはできません。

また、出展者は、主催者が定めた小間位置をいかなる理由があってもその全部または一部を交換・譲渡・貸与することはできません。

6. 展示について

出展者は、装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などについて、主催者の指示に従わねばなりません。

7. 損害責任

7-1. 展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者および日本代表事務所は一切の責任を負いません。

7-2. 主催者および日本代表事務所はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

7-3. 出展者はその従業員・関係者・代理店の不注意などによって生じた展示会場内および周辺の建築物・設備に対するすべての損害についてただちに賠償するものとします。

7-4. 出展された製品・サービスについて第三者と紛争が起きた場合は、主催者および日本代表事務所は一切の責任を負いません。

7-5. 主催者および日本代表事務所は、天災、疫病、その他不可抗力の原因により会期の変更・開催の中止によって生じた損害は補償しません。

7-6. 主催者および日本代表事務所は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた損害は補償しません。

以上

